

剪定枝粉碎機利用申請書

年 月 日

出 雲 市 長 様

(利用者)

住 所 出雲市

氏 名 ㊟

電 話 ー

剪定枝粉碎機の利用について、出雲市剪定枝粉碎機貸出事業実施要領第4条の規定により、下記のとおり申請します。

1. 使用期間 (1週間以内)	開始日 年 月 日 () 返却日 年 月 日 () [日間]
2. 使用場所	出雲市

私は、剪定枝粉碎機の使用にあたり、別紙遵守事項を厳守したうえで、以下の事項に同意します。

1. 使用上の不注意等自己の責めに帰すべき事由により、本人又は第三者に事故及び負傷等が生じた場合は、自己の責任においてこれを解決し、市に損害賠償を請求しません。
2. 自己の責めに帰すべき事由により、粉碎機の全部若しくは一部を滅失し、若しくはき損した場合は、実費をもって損害を賠償します。

年 月 日

氏名 _____ ㊟

※下記は記入しないでください。

受付年月日	年 月 日	受付者		受付番号	ー
利用者確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他 ()				
貸出付属品	<input type="checkbox"/> ゴーグル(個) <input type="checkbox"/> ゴム手袋(個) <input type="checkbox"/> 集草バック				
			貸出機		号機

裏面の使用にあたっての順守事項をご確認ください。

剪定枝粉碎機使用にあたっての遵守事項

1. ゴーグル、ゴム手袋（グローブ）は必ず身につけて、粉碎機を使用してください。
※軍手の使用は禁止します。（枝に絡まって引込まれる場合があります。）
2. 粉碎しようとする剪定枝は、市内の一般家庭から発生するものに限り、事業所から発生するものや事業として請け負ったものについては、利用できません。
3. 粉碎機に投入できる木の太さは、最大直径で25ミリまでです。
処理能力を超えた太さの木や竹、ツル、堅い木等は、故障の原因となるため投入しないでください。
4. 剪定枝粉碎機を利用する際は、騒音の防止、剪定枝の散乱防止等、周辺環境に十分配慮してください。
5. 作業中は、粉碎機の前後には立たないでください。枝を入れるときは、粉碎機の横に立って投入してください。枝が詰まったときは、取扱説明書にある手順に沿って枝を取り出してください。
6. 粉碎したチップは、資源化を図ることを目的としていますので、市が実施しているごみ収集に出さないでください。
7. 剪定枝粉碎機を第三者に転貸しないでください。
8. 利用者が、剪定枝粉碎機を利用するにあたり、使用上の不注意その他自己の責めに帰すべき理由により、事故が生じた場合は、利用者自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを一切負いません。
9. 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により剪定枝粉碎機を損傷し、または滅失した時は、これを修理し、またはその損害を賠償していただきます。
10. 粉碎機に異常がある場合は、すぐに使用を中止し、出雲市役所環境施設課（Tel0853-21-6988）に報告し、その指示に従ってください。